

浜松市公告第329号

浜松市の物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年5月15日

浜松市長 中野 祐介

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 支援車（IV型）1台の購入
（課名 警防課 契約番号 2026003668）
- (2) 数量 1台
- (3) 納入期限 令和9年3月19日
- (4) 納入場所 浜松市東消防署
- (5) 調達物品の特性 仕様書のとおり

2 入札及び契約担当課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2
浜松市役所財務部 調達課物品購入グループ（北館5階）
電話 053-457-2171
FAX 050-3730-3713
E-mail tyotatubuppin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和7・8年度の競争入札参加資格（物品 業種分類2022：車両・運搬機器類）の認定を受けているものであること。
- (3) 浜松市内に本店または契約の委任を受けた支店等を有するものであること。
- (4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

4 一般競争入札参加資格の確認申請

本件入札の参加希望者は、「物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）」（以下「確認申請書」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は確認申請書の受付最終日とする。

(1) 提出方法

持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 受付期間

令和8年5月18日（月）から令和8年5月26日（火）まで（提出先に必着）
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）

(3) 提出先

調達課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) その他

ア 確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①調達課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。詳細は5項に記載のとおり。）を記載すること。なお、郵送での通知を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

イ 確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札執行日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は11項に記載のとおり。）を記載すること。なお、入札書の提出方法を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

ウ 受付期間内に確認申請書を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

5 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

(1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア 調達課で受け取り

イ 郵送（※郵送を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）

ウ 電子メール（※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを確認申請書に記載すること。）

(2) 確認結果の通知日

ア 調達課で受け取りの場合

令和8年5月29日（金）午後1時から令和8年6月4日（木）までの間に、調達課で受け取ること。（17項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 郵送又は電子メールの場合

令和8年5月29日（金）に発送又は発信する。

6 入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由

について説明を求めることができる。

(1) 要求方法

文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 要求期限

令和8年6月2日（火）まで（提出先に必着）
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）

(3) 提出先

調達課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

7 仕様書等の提供方法

本件入札に係る契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、次のとおり提供する。

(1) 提供方法

本市ホームページに掲載

(2) 提供期間

令和8年5月15日（金）から令和8年6月4日（木）まで

8 仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質問書を持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 受付期間

令和8年5月18日（月）から令和8年5月26日（火）午後5時まで（提出先に必着）
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）

(3) 提出先

調達課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

令和8年5月29日（金）から調達課において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

9 本件入札に関する説明会

説明会は行わない。

10 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年6月5日（金）午前9時30分

(2) 場所 浜松市役所財務部調達課 入札室（北館5階）

11 入札書、入札用封筒及び郵送用封筒等の記載事項等

別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」のとおり。

12 入札書の提出方法

(1) 提出方法

別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」に従い、次のいずれかの方法により提出すること。

ア 入札執行日時に入札場所へ持参

イ 受領期間内に調達課へ持参（以下「事前提出」という。）

ウ 受領期限までに調達課へ郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）

(2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等

ア 受領期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月4日（木）まで
（17項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 提出先

調達課（2項に記載のとおり。）

(3) 郵送等の場合の受領期限及び送付先等

ア 受領期限

令和8年6月4日（木）午後5時まで（送付先に必着）

受領期限に遅れたときは、いかなる理由であっても当該入札書は無効とする。

イ 送付先

調達課（2項に記載のとおり。）

(4) 提出方法の変更及び提出の取りやめ

確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

13 入札方法等

(1) 入札は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(3) 1回目の入札で落札者がいない場合には2回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等により提出した入札者は、2回目の入札に参加できない。

(4) 落札となるべき同価格の入札者が2者以上いる場合は、当該入札者にクジを引かせて落札者を定める。事前提出及び郵送等による入札者のクジは、当該入札者の代わりに本件入札事務に関係ない本市職員が引くものとする。

(5) 事前提出及び郵送等による入札者に対しては、原則として入札執行日の午後5時までに入札結果を電話又はその他の方法で連絡する。

(6) 本件入札は、本件入札公告に記載する事項のほか、「浜松市物品購入等の入札執行について（入札心得）」に基づき実施するので、入札参加者は入札心得を確認の上、入札に参加するこ

と。

14 入札の無効

浜松市契約規則第 13 条第 1 項の各号及び浜松市物品購入等に係る一般競争入札要領第 9 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

※開札前に、人的関係のある複数の者が 1 者を除き入札を辞退した場合は、残る 1 者の入札は無効とはならない。

15 入札保証金

本件入札は、入札保証金を免除する。

16 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

17 開庁時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

公 用 車 仕 様 書

契約No	件名	2026003668 支援車(Ⅳ型)1台の購入	
業 種	2022 車両・運搬機器類		
納入期限	令和9年3月19日(金)		
納入場所	浜松市東消防署		
目 的	災害活動に使用するため、消防車両を購入するもの。		
品 名	特殊自動車		
規格・参考車種名	ワンボックス	トヨタ救急車	
数 量	1 台		
ミッション	オートマチックトランスミッション		
燃料形式	ガソリン自動車		
装備等	仕様書のとおり		
塗装等	仕様書のとおり		
排出基準 燃費基準等	仕様書のとおり		
注意事項	自賠償保険料、重量税、自動車リサイクル料は入札(見積)金額に含めないでください。		
お問い合わせ先	警防課警防対策グループ		担当 曾根春寿
	TEL 053-475-7531		FAX 050-3537-8983

* 自動車税、自動車取得税は公用の場合非課税扱いとなります。

令和8年度

指揮車

(支援車IV型)



浜松市

第1 総 則

1 適用範囲

この仕様書は、浜松市が令和8年度に購入する指揮車（以下「車両」という。）について適用する。

2 目 的

本車両は、災害現場において活動隊の指揮、現場情報の収集、広報及び広域応援時における支援等、円滑な消防活動を行うことを目的とする。

3 条 件

- (1) 完成車は、「道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）」及び「道路運送車両の保安基準（昭和26年7月28日運輸省令第67号）」に適合し、かつ、消防用緊急自動車として承認が得られるものであること。
- (2) 製作は、本仕様書によるほか「緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年4月1日消防第49号）」を準拠すること。
- (3) 各部の構造及び各種装置は、堅牢かつ軽量で耐久性に富み消防活動に十分耐えられるものであるとともに、使用取扱上の安全性及び操作性も考慮したものであること。
- (4) 本仕様書について疑義が生じた場合、または変更の要を認めたときは、直ちに浜松市に連絡し、その指示を受け誤りのないようにすること。なお、不審な点は浜松市へ確認し、十分熟知のうえ契約するものとする。契約後に生じた疑義は、全て浜松市の解釈に従うものとする。
- (5) 平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上の低減レベルを有する車種とすること。
- (6) 車両総重量3,500kg未満であること。

4 規 格

装備品及び積載品は新規の製品であり、検定・承認・許可等を必要とするものにあつては、それに合格したものであること。

5 検 査 及 び 試 験

- (1) 中間検査は、装備品を取り付ける直前に実施し、検査申請は書面をもって行うものとする。
- (2) 走行検査は、完成検査前に全装備で行い、結果の書面をもって行うものとする。
- (3) 完成検査は、浜松市検査員と受注者が立会いのうえ実施し、浜松市が合格と認めた場合引渡しを受けるものとする。不合格と認めた箇所については、直ちに修復の上、再検査を受けること。
- (4) その他、浜松市が検査を必要と認めた場合は、随時行うものとし、必要書面を速やかに提出すること。

6 納 入

- (1) 完成車両の納入場所については、浜松市東消防署とする。
- (2) 納入に際し、十分な点検整備を行っておくこと。
- (3) 納入期日は、令和9年3月19日（金）とする。

7 保 証

- (1) 保証期間は、メーカー及び艀装受注者の定めた期間（納入後から起算して12ヶ月以上）とし、当該期間内に故障等（事故及び過失による損傷は除く。以下同じ。）が生じたときは、速やかに受注者の責任において無償で修理、取替えその他必要な措置を講ずること。なお、保証期間満了後であっても、構造又は製作にかかる技術に起因した不備欠陥による故障等の場合は、

受注者の責任においてすべて無償で修理するものとする。

- (2) 納入後に発生した故障等の事態に対応するため、連絡先、緊急連絡先、連絡方法を定めて、文書として納入時に提出すること。なお、年末年始等、休日におけるサービス体制も提出すること。
- (3) 受注者は、故障等の事態が発生した場合、緊急自動車としての運行を十分考慮した修理等の対応ができるものとするため、車両の現状確認を4時間以内、修理対応を12時間以内に実施するものとする。なお、車両の現状確認とは、当該故障箇所を確認した上での修理内容の回答を意味し、修理対応とは、部品交換等の修理着手（緊急自動車としての運行が行えるよう回復させる応急処置を含む）を意味する。
- (4) 車両整備上必要な部品は、納入後14年以上確保し、浜松市から要求があれば迅速に供給できること。

8 発注台数

発注台数については、浜松市東消防署へ配備する1台とする。

9 補 則

(1) 新規登録費用

新規登録に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、自動車賠償責任保険、自動車重量税及び自動車再資源化預託金（自動車リサイクル料金）の費用については浜松市が負担する。

(2) その他の施工

本仕様書に定めない事項についても、メーカー及び納入業者の公表した仕様及び機能上、工作上、当然必要と思われるものは施工すること。

(3) 別表の同等品については、質問書にて警防課に確認すること。

第2 提出書類

1 艀装承認

契約後、受注者は制作上の細部について浜松市と打合わせを行い、速やかに次に掲げる図書を提出し、承認を受けた後に製作等を行うこと。なお、それぞれ2部提出、承認後1部を受注者に返却する。

(1) 製作工程表

(2) 諸元表(シャシ、艀装、取付品)

(3) 製作図

ア 艀装外観5面図（前後面、両側面、上面）

イ 車内艀装図

ウ 資機材配置図

エ 電気配線系統図・電気配線図

(4) その他浜松市が指示するもの

2 緊急指定届出

緊急自動車届出確認手続きは浜松市が行う。受注者は自動車登録検査を受けようとする日の4週間前までに次に掲げる書類を各3部浜松市に提出すること。また、車両納入日の2週間前に自動車登録検査を完了させ、自動車検査証の写しを1部浜松市に提出すること。

(1) 車体艀装図

- (2) 改造自動車等審査結果通知書（写し）
- (3) 写真（前後左右・カラー）
- (4) 自動車譲渡証明書（写し）
- (5) 当車両の契約書（写し）

3 納車時に次のものを浜松市に提出すること。

- (1) 車両取扱説明書 2部
- (2) 各種機器取扱説明書 1部
- (3) 保証書 1部
- (4) シャン及び工程カラー写真 3部
 - ア 製作工程
 - イ 完成各部
 - ウ 完成時全体（4面、上面）
 - エ 各種試験（重量測定・車体強度計算等）
- (5) 製作図一式
- (6) その他浜松市が指示するもの。

第3 仕様

1 主要概要

- (1) 車体形状 ワンボックスキャブオーバー型
(救急車ベース・4ドア以上・ハイルーフ・スーパーロングボディ)
- (2) エンジン形式 ガソリンエンジン
- (3) 排気量 2600cc以上
- (4) 最高出力 111kw／4,800rpm以上
- (5) 駆動方式 四輪駆動
- (6) 変速装置 オートマチックトランスミッション
- (7) 乗車人員 5名
- (8) 制動装置 ABS装置付
- (9) バッテリー 大容量バッテリー（寒冷地仕様と同等品）
- (10) オルタネーター 全ての電装品を使用しても十分な能力を有すること。
- (11) 燃料タンク 65ℓ以上
- (12) 舵取装置 右ハンドル、パワーステアリング付
- (13) 空調装置 エアークンディショナー付（リヤクーラー、リヤヒーター含む）
- (14) カーラジオ 純正品（AM・FMラジオ）
- (15) その他
 - ア 全輪に泥除け、運転席・助手席横の窓にサイドバイザーを取り付けること。
 - イ 運転席及び助手席はパワーウインドウ・集中ドアロック付（後部扉連動）とする。
 - ウ 前面及び前席側面以外の窓ガラスはプライバシーガラスとする。
 - エ エンジンキーはメインキー3個、スペアキー2個とする。
 - オ 全席にシートベルトを備えること。
 - カ メーカー公表の標準装備品は取り付けること。

第4 艀装

1 艀装全般

- (1) 車両に使用する材料及び部品等は、特に指定するものを除き、日本工業規格(JIS)及び国際標準化機構(ISO)の規格に適合するものを使用すること。
- (2) プラスチック類は、すべて難燃性のものを使用すること。
- (3) ゴム製品は、すべて耐油性の合成ゴムを使用すること。
- (4) 木材を使用する場合は、十分乾燥したものを扱い、製作後に変形、歪み等が発生しないこと。
- (5) 全般にわたり、防水性を考慮すること。
- (6) 車体及び電装品等は、無線機及び積載資機材の使用に支障(無線障害、雑音等)の出ないものを使用すること。
- (7) 車体は常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。
- (8) 各部の清掃、点検、調整及び修理が容易に行える構造とし、車体の点検箇所及び主要部の点検整備に関しては、工具類を使用するためのスペースを確保すること。
- (9) 各配線はヒューズボックスを介して配線すること。なお、ヒューズボックスには各名称及び容量を明記すること。

2 車体

- (1) 車両上部に消防専用無線電話用アンテナを2本及び車載移動端末(AVM)用のアンテナを設け、車内指定位置まで配線を施すこと。なお、消防専用無線電話用アンテナ(同軸含む)及び車載移動端末(AVM)用アンテナ(同軸含む)は支給する。
- (2) フロントパネル中央部に消防章を取り付けること。
- (3) 左サイドミラーに助手席用後方確認ミラーを設けること。
- (4) サイレン及び灯火類は次によることとする。

ア サイレン

- (ア) 電子サイレンアンプは、指定位置に取り付けるものとする。
- (イ) ハンドマイクを備え、電子サイレンアンプを経て外部スピーカーにより拡声させること。
- (ウ) 音声合成付きとし、音声内容は別途指示する。
- (エ) 電動サイレン(自動吹鳴装置付)を取付けること。
- (オ) 緊急車両存在通知が標準装備されている場合、配線を接続させること。

イ 灯火類

- (ア) 車両ルーフ前方及び両側面後部に赤色警光灯を設けること。
 - (イ) 車両ルーフ後部に照明灯一体型赤色警光灯を2個設けること。
 - (ウ) 車両前方バンパーに赤色警光灯を2個設けること。
 - (エ) 車両前方バンパー両側面に赤色警光灯を設けること。
 - (オ) バックドアに赤色警光灯と連動するドア開放時赤色警光灯を2個設置すること。
 - (カ) 車体側面(左右各2箇所)に照明灯一体型赤色警光灯を設けること。
 - (キ) フォグランプを前部に設けること。
- (5) 音声合成装置による警報装置を設けること。(左折・後退)
 - (6) 車両後部にステップを設けること。ステップには滑り止めテープを貼ること。
 - (7) 車両後方バンパーに保護板を貼ること。
 - (8) 車両左側面にサイドオーニングを設けること。
 - (9) 車両に取り付けるスペアタイヤはスタッドレスとすること。

3 車体内部

- (1) 前席は、2人分(運転席・助手席)とすること。
- (2) 後部座席は、2人掛け席を1式、1人掛け跳ね上げ席を1式とすること。
- (3) 運転席及び助手席は3点式シートベルト付きとし、後部座席もシートベルトを設置すること。
- (4) 助手席にマップランプを設けること。
- (5) 後部座席から視認しやすい位置にデジタル電波時計(バックライト付き)を設置すること。
- (6) 運転席と助手席の間に、金属製のセンターコンソールボックスを設けること。また、車載移動端末(AVM)モニター取付台を設置できる構造とし、取付台付近に配線(車速信号、後退信号、IG信号、バッテリー電源、ACC電源)を施すこと。なお、詳細は別途指示する。
- (7) 車両内指定位置に消防専用無線(デジタル無線)電話用の専用電源配線(バッテリー電源、ACC電源)を設けるとともに、消防専用無線電話装置が取り付けられる構造とすること。
- (8) 消防専用無線及び車載移動端末の取付は、浜松市が指定する業者が別途行う。
- (9) 運転席から確認できる位置に電圧計、電流計を取り付けること。
- (10) アワーメーター(エンジン運転時間)を取り付けること
- (11) DC-ACインバーター(1000W)を取り付けること
- (12) 前席と後席の間の指定位置にテーブルを設けること。(別紙参照)
 - ア テーブル上に100Vコンセントを4口以上及び12Vソケットを2口設けること。
 - イ テーブル上を照らすLED照明を設けること。
 - ウ パソコンなどを設置するものとし、操作性を考慮すること。
 - エ A4サイズ及びA3サイズの書類を複数収納できる引出しを設けること。
 - オ 別途指示する位置に地図入れを設けること。
- (13) テーブル上部、下部及び荷室に収納棚を設けること。(別紙参照)
 - ア 消防活動上必要な資機材を使いやすいように収納するための棚等を設置すること。
 - イ 棚等の詳細な仕様については、積載する資機材に対応するように製作すること。
 - ウ 各扉及び引出しは、走行中の振動及び収納物品の移動等により解放することがないように、飛出し防止措置を講ずること。
 - エ 外面及び内面には、鋭利な突起部等がないようにすること。やむを得ず鋭角部分が生じる場合は、危害防止のため丸みをつけるか、緩衝材(パッド等)を取付けること。
 - オ 収納棚の内面には緩衝材を取付けること。
 - カ 床面には、滑り止め材を取付けること。
 - キ 荷物の積み降ろし等で損傷する恐れのある箇所には、金属板等で保護すること。
 - ク 収納棚の扉が下開き式の場合は、片手で開閉と扉の固定が容易にできること。
 - ケ 扉は十分な強度を有していること。
 - コ ボックスは、乗降時、着座時、引出し解放時及び車両整備作業において支障のないものとする。
 - サ 収納棚は、車内上部を含めて可能な限り設置すること。
 - シ 指揮台を車両後部から容易に取り出せる固定装置を設けること。
 - ス 詳細にあつては、別途指示する。
- (14) 車内天井及びルーフサイドに物入れネットを取付けること。大きさ及び位置等については別途指示する。
- (15) 車内ルーフサイドにフックを設けること。位置等については別途指示する。

- (16) 自動車用粉末消火器 1 本を活動に支障のない位置に取り付けること。
- (17) 荷室天井面後部及びリアハッチ内側に作業灯（LED式）を設けること。
- (18) 荷室後部指定位置にAC100V用コンセントを設けること。
- (19) AC100Vの外部電源により、車両用バッテリーに自動充電する装置（マグネット式）を設けること。
- (20) 車内後部座席両側及び荷室両側、後側にカーテンを設けること。
- (21) 取付装置については、別表に記載の積載品とすること。
- (22) キャビン内にヘルメット掛けフックを3名分設けること。
- (23) 全座席にシートカバーを取り付けること。

4 塗装及び記入文字等

- (1) 外部塗色は消防色（日本塗料工業会規格145番又は類似色）とすること。なお、メッキ部分については塗装しないものとすること。
- (2) 車両両側面指定位置に「浜松市消防局 HAMAMATSU FIRE DEPT.」を白色反射文字テープで作成し貼付すること。
- (3) 車両後部指定位置に「浜松市消防局 HAMAMATSU FIRE DEPT.」を白色文字テープで作成し貼付すること。
- (4) 車両両側面後部指定位置に「東指揮 静岡県」を白色反射文字テープで作成しに貼付すること。
- (5) 車両左側面前部指定位置に「Y04 R8 緊援隊補助」と白色反射文字テープで作成し貼付すること。
- (6) 車両前部指定位置に「東Y」と白色反射文字テープで作成し貼付すること。
- (7) 車両後部指定位置に「東指揮」と白色文字テープで作成し貼付すること。
- (8) 車両上面に「浜松 東Y Y04」と白色文字テープで作成し貼付すること。
- (9) その他の車体デザインについては、別途打合せとする。
- (10) 積載品指定位置にそれぞれ「R8－東Y」と文字テープで作成し貼付すること。
- (11) 各積載品収納ボックスの仕切棚に許容荷重または条件等を表示すること。ただし、積載品取付装置を設けてあるものを除く。
- (12) スイッチ類、計器類には、名称及び開閉方向等のほか、必要に応じて許容条件または注意事項等を記入した銘板等を設けること。
- (13) 燃料給油口付近に当該車両燃料の油種と容量を表記すること。
- (14) 各ドア及びステップ等の開口部周囲に接触防止用の黄色反射テープを貼付すること。
- (15) 字体及び寸法は別途指示する。
- (16) 車体周囲に再帰反射材等を貼付すること。色及び位置等の詳細については、別途打合せとする。

支援車IV型

1 シヤシ

No.	品名	規格	数量
1	シヤシ	救急車ベース 4輪駆動 4ドア 定員5人 寒冷地仕様	1式

2 標準機装

No.	品名	規格	数量
1	ステアリング装置	右ハンドル・パワーステアリング	1式
2	ブレーキ装置	ABS装置付	1式
3	ヘッドランプ	純正品 LEDヘッドランプ	1式
4	エアコンディショナー	純正品	1式
5	リヤクーラー・ヒーター	純正品	1式
6	プライバシーガラス	リヤサイド、リヤクォーター及びバックガラス	1式
7	フォグランプ	純正品 LED式	1式
8	集中ドアロック	純正品 (各扉連動)	1式
9	パワーウインドウ	純正品	1式
10	カーラジオ	AM・FM対応 (カーナビゲーション一体も可)	1式
11	電圧計・電流計	運転席から確認できること	1式
12	エンジンアワーメーター		1式
13	ドアミラー	電動格納式リモコンメッキドアミラー	1式
14	フロントアンダーミラー	左前	1式
15	エキゾーストパイプ	純正品	1式
16	イージークローザー	スライドドア・バックドア	1式
17	サイドバイザー	左右	1式
18	ノーマルタイヤ	ホイール付 ※スペアタイヤ含む	1式
19	泥除け	全輪	1式
20	室内照明灯	後部座席上部、荷室、後部ドアハッチ内側 (LED式)	1式
21	マップランプ	助手席のAピラー付近 (スイッチ付)	1式
22	インバーター	DC12V - AC100V (1000W)	1式
23	車体塗装・文字記入	浜松市が指定するもの	1式
24	室内電源取出	テーブル (DC12V×2、AC100V×4)、荷室後部 (AC100V×2)	1式

3 取付品及び付属品

No.	品名	規格	数量
1	照明灯	サイド (LED式) M4V2CR又は同等品 (減光機能付)	4式
2	パーソナルコンピュータ	パナソニック製 TOUGHBOOK CF-33又は後継品 (収納用ハードケース、マウス付) ウイルスバスター (3年版) をインストールすること Office Home&Business (最新版) をインストールすること	1式
3	赤色警光灯	大型フロント散光式警光灯 (LED式)	1式
		大型リア散光式警光灯 (LED式)	1式
		フロント 補助警光灯 (LED式) IONVSMCR又は同等品	2式
		バンパーサイド 補助警光灯 (LED式) VTXFCR又は同等品	2式
		リア 補助警光灯 (LED式) M6V2CR又は同等品 (減光機能付)	2式
		バックドア 停止表示灯 (LED式) 警光灯と連動	1式
4	電子サイレン	TSK-D151又は同等品 (右左折後退音声案内) 緊急車両存在通知接続 後部座席マイク増設 フレキシブルマイク取付	1式
5	後退警報器	電子アラーム (停止スイッチ取付)	1式
6	車輪止	2個1組	1式
7	路肩灯	バス用 (LED式)	2式

4 軽微な変更の取付品及び付属品

No.	品名	規格	数量
1	GPSナビゲーション	テレビ視聴可能	1式
2	電動サイレン	5SA型又は同等品	1式
3	タイヤチェーン	非金属製	1式
4	スタッドレスタイヤ	ホイール付 ※スペアタイヤ含む	1式
5	反射材	带状 左右後 2本	1式
6	発動発電機	ホンダ EU9i (引き出し装置付)	1式

5 その他取付品

No.	品名	規格	数量
1	消防章		1式
2	無線・AVM用配線		1式
3	無線用アンテナ基部取付	デジタル無線用	1式
4	バックカメラ	カーナビ連動	1式
5	デジタルインナーミラー	ルームミラー型	1式
6	ETC	純正品	1式
7	ドライブレコーダー	DC-DR653又は後継品（フォーマットフリー、SDカード64GB以上）	1式
8	補助ミラー	助手席用	1式
9	滑り止めテープ	フロントステップ、サイドステップ、リアステップ	1式
10	傷つき防止版	リアバンパー保護のためのプレート	1式
11	カーテン	車両後部両側、荷室両側及び後部（後部は電動）、1列目後部	1式
12	車両バッテリー自動充電装置	マグネット式（タグ等で車両名を明記）	1式
13	USBコンセント		2式
14	サイドオーニング	F I A M A F 4 5 又は同等品	1式
15	マルチレール	純正品又は同等品（オーバーヘッドネット付）	1式
16	固定テーブル	（別紙参照）	1式
17	荷室収納棚	（別紙参照）	1式
18	窓保護バー	荷室サイド部分（上下各2本）	2式

6 その他付属品（※印 取付装置を含む）

No.	品名	規格	数量
1	プリンター	キャノン P I X U S T R 1 6 3 又は同等品	1式
2	デジタルカメラ	キャノン W G - 8 0 又は同等品（収納ケース、充電器、通信ケーブル、SDメモリーカード）	1式
3	※携帯拡声器	T O A E R - 1 1 0 6 W 又は同等品	2個
4	※保安指示灯	F S - 1 0 （赤色） 又は同等品	3個
5	カラーコーン	LZ02Pro-70-1 （700mm、伸縮式、LED付）	4個
6	※指揮機	H S - 0 8 又は同等品	1式
7	補助指揮機	折りたたみ式 A S G - 1 7 0 又は同等品	1式
8	照明器具	M T O D C 1 2 V C O B 3 灯式スタンドライト D C C 0 0 7 （収納ケース、調光中間スイッチ付）	1式
9	※電工ドラム	ハタヤ製30m（防雨型、漏電遮断器付き） 又は同等品	1式
10	台車	フラットカート2×4（固定バンド付）	1式
11	コンテナBOX	材質ポリプロピレン 荷室収納棚用（大6、小6）	12式
12	どこでもsheet	ポリプロピレン製 1シートW600×H800 25枚入	3式
13	フロアマット	ゴム製（前席、後席）	1式
14	緊援隊用マグネットシート	浜松市が指定するもの（前後左右） 車両貼付用	1式
15	※燃料携行缶	ガソリン10リットル用	1個
16	ホイールレンチ	車両標準品又は同等品	1式
17	車両用ジャッキ	車両標準品又は同等品	1式
18	車両キー	（メインキー3、スペアキー2）	5本
19	停止表示板	三角型	1式
20	車両整備工具	K T C ツールセット S K 3 2 2 P 又は後継品	1式
21	点検ハンマー		1式
22	ブースターケーブル	5m	1式
23	予備電球・ヒューズ	使用規格各種1個以上	1式
24	吹き流し	伸縮ポール、タイヤ踏み込み式ポールスタンド付	1式
25	デスクマット	車内テーブル用	1式
26	現場指揮旗	「現場指揮所」	1式
27	クーラーボックス	ホイールクーラー100QT 又は同等品	1式
28	簡単タープ	V S 2 9 1 0 B L 又は同等品（横幕3面分付）	1式
29	タープ用ウエイト	10kg	6個
30	プライバシーテント	レスキューテントX 又は同等品	1式
31	携帯トイレ	ラップボン P F - 1 又は同等品（車用DCケーブル付）	1式
32	ポータブル電源	B N - R F 1 5 0 0 （ソーラーパネル付） 又は後継品	1式
33	熱画像直視装置	F L I R K 2	1式
34	照明器具	マキタ M L 0 0 4 G （三脚、パワーソースキットXGT6付）	2式

別表

35	ハンディライト	GENTOS BR-432D又は同等品	2式
36	※消火器	自動車用	1式
37	ホワイトボード	90センチ×60センチ程度（ドット方眼入り）	2式

《別表に掲げる項目のうち、指定のある製品については、指定品または同等品以上とする。》
「緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年4月1日消防消第49号）」を準拠すること。

別紙

イメージ図であり、収納の詳細は、打ち合わせ及び積載品の形状に合わせて決定する。

